

# 熊本市公報

## 第 1391 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
 熊本市総務局総務厚生課  
 発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次

### 規 則

○熊本市会計規則の一部を改正する規則（規則第 100 号）	1910
-------------------------------	------

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定共同生活援助事業の指定廃止（告示第 814 号）	1911
○花畑公園に存する物件の一時保管（告示第 815 号）	1911
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 816 号）	1911
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 817 号）	1913
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 818 号）	1913
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 819 号）	1914
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 820 号）	1914
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 821 号）	1915
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 822 号）	1915
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 823 号）	1915
○介護保険法による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業の廃止（告示第 824 号）	1916
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 825 号）	1916
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（告示第 826 号）	1917
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（告示第 827 号）	1917
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定（告示第 828 号）	1918
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定（告示第 829 号）	1919
○児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定（告示第 830 号）	1919
○介護保険法による医療機関の指定の告示訂正（告示第 831 号）	1920
○差押調査（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 832 号）	1920
○放置自転車の移動及び返還（告示第 833 号）	1920

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定就労移行支援事業 の指定廃止（告示第 834 号）	1921
○市議会の定例会（告示第 838 号）	1921
○市道の区域決定（告示第 839 号）	1922
○市道の供用開始（告示第 840 号）	1922
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 841 号）	1922
○市道の供用開始（告示第 842 号）	1923
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知 カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供 等に関する省令による通知カード・個人番号カード関連事務の委任（告示第 843 号）	1926
○平成 26 年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達（告示第 846 号）	1926
○平成 26 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 847 号）	1926
○平成 26 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 848 号）	1926
○平成 26 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 849 号）	1927
○平成 26 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 850 号）	1927
○放置自転車の移動及び返還（告示第 851 号）	1927
○放置自転車の売却等（告示第 852 号）	1928
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定更新（告示第 855 号）	1929

## 公 告

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定病院の指定（公告第 819 号）	1933
○保守点検業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（公告第 820 号）	1933
○工事請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（公告第 821 号）	1935
○道路位置の指定（公告第 824 号）	1939
○開発行為に関する工事の完了（公告第 826 号）	1939
○都市計画法に定める公聴会の開催（公告第 827 号）	1940
○開発行為に関する工事の完了（公告第 828 号）	1940
○都市公園の供用開始（公告第 829 号）	1940
○熊本都市計画地区計画の原案の縦覧（公告第 833 号）	1941
○熊本都市計画地区計画の原案の縦覧（公告第 834 号）	1941
○開発行為に関する工事の完了（公告第 838 号）	1942
○開発行為に関する工事の完了（公告第 841 号）	1942
○開発行為に関する工事の完了（公告第 844 号）	1942
○開発行為に関する工事の完了（公告第 846 号）	1942
○地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画策定に伴う計画案（公告第 847 号）	1943
○平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画の策定及び縦覧（公告第 849 号）	1943

## 中 央 区

○住民票の職権消除（中央区告示第 26 号）	1943
○住民票の職権消除（中央区告示第 27 号）	1944

<b>東 区</b>	
○住民票の職権消除（東区告示第 13 号） .....	1944
<b>西 区</b>	
○住民票の職権消除（西区告示第 11 号） .....	1944
<b>北 区</b>	
○住民票の職権消除（北区告示第 8 号） .....	1944
<b>消 防 局</b>	
○熊本市火災予防規程の一部を改正する規程（消防局告示第 3 号） .....	1944
<b>上下水道局</b>	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 86 号） .....	1948
<b>農 業 委 員 会</b>	
○農業委員会総会の招集（農委公告第 12 号） .....	1949
<b>人 事 委 員 会</b>	
○熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 19 号） .....	1949

<b>規 則</b>
------------

規 則 第 100 号

平成 26 年 12 月 12 日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

シティプロモーション課	課長	所管に係る収入金の収納	
-------------	----	-------------	--

」

を

「

シティプロモーション課	課長	所管に係る収入金の収納	シティプロモーション課勤務の職員である分任出納員
-------------	----	-------------	--------------------------

」

に改め、同表熊本城総合事務所の項出納員の委任を受ける分任出納員の欄中「法制課勤務」の次に「、シティプロモーション課勤務」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

告示第 8 1 4 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、共同生活援助を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地  
TEN・SHI  
熊本市西区池田二丁目 2 5 - 4 6
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
株式会社 天使の翼  
熊本県宇城市松橋町久具 1 3 4 番地  
松田 嘉孝
- 3 廃止した事業の種類  
共同生活援助
- 4 廃止年月日  
平成 2 6 年 1 1 月 3 0 日

告示第 8 1 5 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

花畑公園（熊本市中央区花畑町 6 番 1）に設置されていた工作物については、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 7 条第 5 項により、一時保管したので次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 保管した工作物の名称、形状及び数量
  - (1) 名称：消防記念碑 種類：石碑 数量：1 基
  - (2) 名称：三烈士碑 種類：石碑 数量：2 基
- 2 保管した工作物の設置されていた場所及びその工作物を除去した日  
設置場所：花畑公園（熊本市中央区花畑町 6 番 1）  
除去日：平成 2 6 年 1 1 月 3 0 日
- 3 工作物の保管を始めた日及び保管の場所  
保管開始日：平成 2 6 年 1 2 月 1 日  
保管場所：熊本市西部土木センター内
- 4 保管した工作物を返還する為に必要と認められる事項  
返還を受ける者の氏名及び住所を証するに足る書類の提示並びに保管物件の特徴の申し立て内容と保管物件実物との符号を行い判断する。

告示第 8 1 6 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、同法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
グレースメディカルクリニック 熊本市東区佐土原一丁目16番36号 伊藤 信久	内科、小児科、循環器 内科、糖尿病脂質代謝 内科	平成26年11月1日
良町クリニック 熊本市南区良町四丁目1番80号 医療法人純生会 理事長 福島 純	内科	平成26年11月1日
(歯科)		
銭塘町ノーベルファミリー歯科 熊本市南区銭塘町2144-3 小柳 一哉	歯科口腔外科、小児歯 科、矯正歯科、歯科	平成26年11月1日
(薬局)		
有限会社みよし薬局おやま店 熊本市東区小山六丁目1446番6 有限会社みよし薬局 代表取締役 上田 真弓	薬局	平成26年10月1日
アクア調剤薬局 熊本市南区野口二丁目12-11 有限会社ソラリス 代表取締役 木村 雅一	薬局	平成26年11月1日
保険調剤薬局アシスト佐土原店 熊本市東区佐土原1-16-35-1F リヴウェル株式会社 代表取締役 村田 敏子	薬局	平成26年11月1日
(柔道整復)		
S - s p o r t s 整骨院 上村 勇二 熊本市中央区大江四丁目2-1 ダイエー熊本 店専門店街2F 上村 勇二	柔道整復	平成26年11月1日
岡山堂株式会社 ひのくに整骨院 水尻 好俊 熊本市東区若葉1-31-8 永廣ビル1階 水尻 好俊	柔道整復	平成26年11月11日
(あん摩・マッサージ)		
鍼・灸・マッサージ 大当治療院 大當 輝彦 熊本市北区龍田八丁目15番93号 大當 輝彦	あん摩・マッサージ	平成26年10月20日
(はり・きゅう)		
鍼・灸・マッサージ 大当治療院 大當 輝彦 熊本市北区龍田八丁目15番93号 大當 輝彦	はり・きゅう	平成26年10月20日
おはな鍼灸院 依田 達也 熊本市中央区帯山7-18-79 依田 達也	はり・きゅう	平成26年10月31日

告 示 第 8 1 7 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	けんぐん薬局 熊本市東区若葉三丁目 1 2 番 1 0 号- 1 セイコーメディカルブレーン株式会社 代表取締役 岩井堂 政裕	平成 2 6 年 6 月 1 9 日	代表者変更
旧	けんぐん薬局 熊本市東区若葉三丁目 1 2 番 1 0 号- 1 セイコーメディカルブレーン株式会社 代表取締役 平田 二郎		
新	みのり薬局 熊本市東区尾ノ上一丁目 4 8 番 1 号 有限会社みのり薬局 代表取締役 中山 良一	平成 2 6 年 1 0 月 1 日	代表者変更
旧	みのり薬局 熊本市東区尾ノ上一丁目 4 8 番 1 号 有限会社みのり薬局 代表取締役 大塚 恭子		
(あん摩・マッサージ)			
新	はあと在宅マッサージ 藤田 聡 熊本市北区楡木三丁目 8-3 A201 藤田 聡	平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日	所在地変更
旧	はあと在宅マッサージ 藤田 聡 熊本市北区武蔵ヶ丘八丁目 6-110 レセーナ 303 藤田 聡		
(はり・きゅう)			
新	はあと在宅マッサージ 藤田 聡 熊本市北区楡木三丁目 8-3 A201 藤田 聡	平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日	所在地変更
旧	はあと在宅マッサージ 藤田 聡 熊本市北区武蔵ヶ丘八丁目 6-110 レセーナ 303 藤田 聡		

告 示 第 8 1 8 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
医療法人社団仁竹会 谷口医院 熊本市北区清水亀井町 20 番 15 号 医療法人社団仁竹会 理事長 谷口 正信	平成 26 年 8 月 31 日
みやじま眼科 熊本市東区水源二丁目 3 番 3 号 宮嶋 聖也	平成 26 年 9 月 30 日
(柔道整復)	
S・sports 鍼灸整骨院 近藤 和彦 熊本市中央区大江四丁目 2-1 ダイエー熊本店専門店街 2F 近藤 和彦	平成 26 年 10 月 31 日
岡山堂株式会社 ひのくに整骨院 馬越 航 熊本市東区若葉 1-31-8 馬越 航	平成 26 年 11 月 1 日

告示第 819 号

平成 26 年 12 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4360190 807	ロイヤル飛田訪問看護ステーション 熊本市北区飛田四丁目 4-83 シ ャンカール 21 102 号	株式会社 社会福祉総合研究所 東京都新宿区西新宿七丁目 10 番 7 号 代表取締役 北原 弘美	平成 26 年 12 月 1 日	訪問看護
4360190 807	ロイヤル飛田訪問看護ステーション 熊本市北区飛田四丁目 4-83 シ ャンカール 21 102 号	株式会社 社会福祉総合研究所 東京都新宿区西新宿七丁目 10 番 7 号 代表取締役 北原 弘美	平成 26 年 12 月 1 日	介護予防訪 問看護

告示第 820 号

平成 26 年 12 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 886	ロイヤル飛田訪問介護ステーション 熊本市北区飛田四丁目 4-83 シャンカール 21 102 号	株式会社社会福祉総合研究所 東京都新宿区西新宿七丁目 10 番 7 号 代表取締役 北原 弘美	平成 26 年 12 月 1 日	訪問介護



4370110 886	ロイヤル飛田訪問介護ステーション 熊本市北区飛田四丁目4-83 シャンカール21 102号	株式会社社会福祉総合研究所 東京都新宿区西新宿七丁目10番7号 代表取締役 北原 弘美	平成26年 12月1日	介護予防訪 問介護
----------------	---	---	----------------	--------------

## 告 示 第 8 2 1 号

平成 26 年 12 月 1 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 878	みどりの樹訪問介護ステーション 熊本市東区健軍一丁目24番20号	株式会社リープス・ケア 熊本市東区長嶺東五丁目28番11号 代表取締役 中島 理子	平成26年 12月1日	訪問介護
4370110 878	みどりの樹訪問介護ステーション 熊本市東区健軍一丁目24番20号	株式会社リープス・ケア 熊本市東区長嶺東五丁目28番11号 代表取締役 中島 理子	平成26年 12月1日	介護予防訪 問介護

## 告 示 第 8 2 2 号

平成 26 年 12 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	アクア調剤薬局	熊本市南区野口二丁目1 2番11号	平成26年12月1日 ～ 平成32年11月30日
2	みんなの薬局	熊本市中央区黒髪二丁目 31番27号	平成26年12月1日 ～ 平成32年11月30日
3	訪問看護ステーション 轍	熊本市南区江越一丁目2 9番16号 103号室	平成26年12月1日 ～ 平成32年11月30日
4	訪問看護ステーション すみれ	熊本市東区長嶺西二丁目 15番124号	平成26年12月1日 ～ 平成32年11月30日

## 告 示 第 8 2 3 号

平成 26 年 12 月 1 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4370107 965	デイサービスこころ江津湖の杜 熊本市東区江津一丁目30-33	ココロの風景株式会社 熊本市中央区出水二丁目5-7 代表取締役 元田 雅之	平成26年 11月30日	通所介護

告示第 824 号

平成 26 年 12 月 1 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370107 858	有限会社千広熊本北営業所 熊本市北区大窪二丁目8番 33号	有限会社千広 熊本市東区画図町重富567-7 代表取締役 廣瀬 修	平成26年 11月30日	・福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・特定介護予防福祉用具販売

告示第 825 号

平成 26 年 12 月 1 日

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成6年規則第63号）第4条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
宮本 詩子	神経内科	熊本機能病院	熊本市北区山室六丁目8-1	平成26年11月25日
岩尾 圭一郎	眼科	熊本大学医学部 附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1-1	平成26年11月25日
高橋 枝里	眼科	熊本大学医学部 附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1-1	平成26年11月25日
相良 仁奈	眼科	熊本大学医学部 附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1-1	平成26年11月25日
東家 完	耳鼻咽喉科	熊本大学医学部 附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1-1	平成26年11月25日
黒川 正人	形成外科	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目1-1	平成26年11月25日
村上 直也	整形外科	成尾整形外科病院	熊本市中央区岡田町 12-24	平成26年11月25日
東福 勝宏	整形外科	成尾整形外科病院	熊本市中央区岡田町 12-24	平成26年11月25日
小林 達樹	整形外科	成尾整形外科病院	熊本市中央区岡田町 12-24	平成26年11月25日

## 告 示 第 8 2 6 号

平成 26 年 1 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名	所在地	担当する医療の種類	主担当医師・薬剤師名	指定年月日
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目 1 番 1 号	形成外科	黒川 正人	平成 26 年 1 2 月 1 日
良町クリニック	熊本市南区良町四丁目 1 番 8 0 号	腎 臓	毛利 友彦	平成 26 年 1 2 月 1 日
黒髪薬局	熊本市中央区黒髪一丁目 8 番 4 8 号	調 剤	清藤 克代	平成 26 年 1 2 月 1 日
保険調剤薬局アシスト佐土原店	熊本市東区佐土原一丁目 1 6 番 3 5 号	調 剤	村田 秀博	平成 26 年 1 2 月 1 日
さくら調剤薬局保田窪店	熊本市東区保田窪本町 1 3-1	調 剤	中本 誠	平成 26 年 1 2 月 1 日
水前寺ごふく薬局	熊本市中央区水前寺二丁目 2 番 5 号	調 剤	鬼崎 巧	平成 26 年 1 2 月 1 日
えず調剤薬局	熊本市東区江津二丁目 2 7 番 3 2 号	調 剤	薄 もと子	平成 26 年 1 2 月 1 日

## 告 示 第 8 2 7 号

平成 26 年 1 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 事業所の名称及び所在地

- (1) シューボシ  
熊本市西区池田二丁目 2 5 番 4 5 号
- (2) ミントケア  
熊本市東区花立三丁目 1 3 番 1 1 シティハイツ花立 1 0 1 号
- (3) あいえすヘルパーステーション  
熊本市北区貢町 7 8 0 番地 8
- (4) あいのわ  
熊本市北区鹿子木町 6 0 番地 1
- (5) きずな株式会社 訪問介護サービス  
熊本市西区松尾一丁目 1 8 番 7 号エクシード松尾 1 0 3

## 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 一般社団法人グランパ  
熊本市北区植木町味取字観音平 2 8 8 番地  
岸 文基
- (2) 株式会社 ミント介護センター

熊本市東区花立五丁目 10 番 1-901 号

田中 景三

(3) 特定非営利活動法人 自立応援団

熊本市北区貢町 780 番地 8

福島 貴志

(4) NPO 法人あいのわ

熊本市西区池亀町 19 番 39 号

國友 龍太郎

(5) きずな株式会社

熊本市西区松尾一丁目 18 番 7 号エクシード松尾 103

前田 伸太郎

3 指定年月日

平成 26 年 12 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

(1) 共同生活援助（外部サービス利用型）

(2) 同行援護

(3) 同行援護

(4) 就労移行支援、就労継続支援 A 型

(5) 居宅介護、重度訪問介護

5 主たる対象とする障害の種類

(1) 知的障害者、精神障害者

(2) 特定なし

(3) 特定なし

(4) 特定なし

(5) 居宅介護は特定なし、重度訪問介護は肢体不自由者

告 示 第 8 2 8 号

平成 26 年 12 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 1 条の 14 第 1 項の一般相談支援事業者を指定したので、同法第 5 1 条の 30 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

(1) 相談支援センターあいのわ

熊本市西区池亀町 19 番 39 号

(2) 相談支援事業所 花おりべ

熊本市北区植木町滴水 490 番地 2

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) NPO 法人あいのわ

熊本市西区池亀町 19 番 39 号

國友 龍太郎

(2) NPO 法人 花織部

熊本県玉名市川部田 282 番地 1

帆足 誠司

3 指定年月日

平成 26 年 12 月 1 日

- 4 相談支援の種類  
地域移行支援、地域定着支援
- 5 主たる対象とする障害の種類  
特定無し

---

告 示 第 8 2 9 号

平成 26 年 1 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の特定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
  - (1) 相談支援センターあいのわ  
熊本市西区池亀町 1 9 番 3 9 号
  - (2) 相談支援事業所 花おりべ  
熊本市北区植木町滴水 4 9 0 番地 2
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) NPO 法人あいのわ  
熊本市西区池亀町 1 9 番 3 9 号  
國友 龍太郎
  - (2) NPO 法人 花織部  
熊本県玉名市川部田 2 8 2 番地 1  
帆足 誠司
- 3 指定年月日  
平成 26 年 1 2 月 1 日
- 4 主たる対象とする障害の種類  
特定無し

---

告 示 第 8 3 0 号

平成 26 年 1 2 月 1 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 24 条の 37 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
  - (1) 相談支援センターあいのわ  
熊本市西区池亀町 1 9 番 3 9 号
  - (2) 相談支援事業所 花おりべ  
熊本市北区植木町滴水 4 9 0 番地 2
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) NPO 法人あいのわ  
熊本市西区池亀町 1 9 番 3 9 号  
國友 龍太郎
  - (2) NPO 法人 花織部  
熊本県玉名市川部田 2 8 2 番地 1  
帆足 誠司
- 3 指定年月日

平成 26 年 12 月 1 日

- 4 主たる対象とする障害の種類  
特定無し

告示第 831 号

平成 26 年 12 月 1 日

平成 26 年 11 月 6 日付告示第 768 号で告示した「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関の指定」について、次のとおり修正する。

熊本市長 幸山 政史

(正)

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
たぐち整形外科クリニック 熊本市東区山ノ神二丁目 14-91 田口 学	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科	平成 26 年 10 月 1 日

(誤)

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
たぐち整形外科クリニック 熊本市東区保田窪五丁目 10-23 医療法人横田会 理事長 横田 周三	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科	平成 26 年 10 月 1 日

告示第 832 号

平成 26 年 12 月 3 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
  - 1 人
- 2 送達をする書類名
  - 差押調書（謄本）
  - 配当計算書

告示第 833 号

平成 26 年 12 月 3 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 13 条の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

1 放置場所	(西原公園) 熊本市中央区九品寺四丁目 2 3 - 1 3				
2 放置自転車の形状等	メーカー 車名	種別	塗色	登録番号	車台番号
	テンプレション	大人	赤茶	L 6 1 2 7 5	J 2 B 1 5 7 2 0
	ストロベリー	子供	ピンク	K 5 2 2 5 2	1 C 6 1 6 0 7 J
3 移動・保管日時	平成 2 6 年 1 2 月 3 日 1 1 時頃				
4 保管場所及び期間	熊本市東部土木センター東町事務所 (熊本市東区東町三丁目 4 番 1 号) 平成 2 6 年 1 2 月 3 日から平成 2 7 年 6 月 2 日まで				
5 返還事務を行う時間	月曜日から金曜日までの午前 1 0 時から午後 4 時まで 日曜日、祝祭日及び 1 2 月 2 7 日から翌年 1 月 4 日までは、返還事務は、 行わない。				
6 返還を受けるための 必要事項	住所及び氏名を証する書類、返還通知書等当該自転車の利用者であることを 証する書類。				
7 連絡先	熊本市都市建設局 東部土木センター総務課占用班 島村 熊本市東区東町三丁目 4 - 1 電話番号 0 9 6 - 3 6 7 - 7 3 6 0 (直通)				

告示第 8 3 4 号

平成 2 6 年 1 2 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、就労移行支援を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地  
心水堂  
熊本市中央区黒髪五丁目 2 7 番 1 9 号
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
特定非営利活動法人 イルカの会  
熊本市中央区黒髪五丁目 2 7 番 1 9 号  
理事長 松本 正隆
- 3 廃止した事業の種類  
就労移行支援
- 4 廃止年月日  
平成 2 6 年 1 1 月 1 日

告示第 8 3 8 号

平成 2 6 年 1 2 月 4 日

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 0 1 条及び第 1 0 2 条の規定に基づき、市議会の定例会を次のとおり招集する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 期 日 平成26年12月11日
- 2 場 所 熊本市役所

告 示 第 8 3 9 号  
平成26年12月5日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域		
		区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
29-30040	城南工業団地2号線	南区城南町鰐瀬1808番7地先から 南区城南町鰐瀬1785番2地先まで	8.5 ～ 15.4	130.0

告 示 第 8 4 0 号  
平成26年12月5日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
29-30040	城南工業団地2号線	南区城南町鰐瀬1808番7地先から 南区城南町鰐瀬1785番2地先まで	平成26年12月5日

告 示 第 8 4 1 号  
平成26年12月8日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
11月17日	はり札等	12	高平・八景水谷・小山・清水 新地	11月18日
	立看板等	1	清水新地	



11月18日	はり札等	1	新屋敷	11月19日
11月20日	はり札等	2	池田	11月21日
11月25日	はり札等	3	九品寺・帯山	11月26日
11月28日	はり札等	10	迎町	11月29日
	立看板等	1	御領	
12月1日	はり札等	1	迎町	12月2日
12月2日	はり札等	2	長嶺	12月3日
	立看板等	1	長嶺	
12月4日	はり札等	6	島崎	12月5日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 8 4 2 号

平成 2 6 年 1 2 月 8 日

市道の供用を開始するので、道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
15-695	良町1丁目田井島3丁目第2号線	南区良町一丁目152番1地先から 南区田井島三丁目416番2地先まで	平成26年 12月8日
15-696	田井島3丁目良町1丁目第1号線	南区田井島三丁目457番地先から 南区良町一丁目235番1地先まで	
15-697	田井島3丁目第8号線	南区田井島三丁目285番2地先から 南区田井島三丁目310番1地先まで	
15-698	田井島3丁目第9号線	南区田井島三丁目487番1地先から 南区田井島三丁目449番地先まで	
15-699	田井島3丁目第10号線	南区田井島三丁目486番1地先から 南区田井島三丁目456番地先まで	

15-700	田井島3丁目第1 1号線	南区田井島三丁目482番1地先から 南区田井島三丁目457番地先まで
15-701	田井島3丁目第1 2号線	南区田井島三丁目480番1地先から 南区田井島三丁目478番地先まで
15-702	田井島3丁目第1 3号線	南区田井島三丁目479番地先から 南区田井島三丁目464番地先まで
15-703	田井島3丁目良町 1丁目第2号線	南区田井島三丁目186番3地先から 南区良町一丁目185番4地先まで
15-704	良町1丁目第4号 線	南区良町一丁目193番3地先から 南区良町一丁目193番1地先まで
15-705	田井島3丁目良町 1丁目第3号線	南区田井島三丁目190番地先から 南区良町一丁目194番地先まで
15-706	田井島3丁目第1 4号線	南区田井島三丁目393番1地先から 南区田井島三丁目395番1地先まで
15-707	田井島3丁目第1 5号線	南区田井島三丁目456番地先から 南区田井島三丁目412番2地先まで
15-708	田井島3丁目第1 6号線	南区田井島三丁目388番地先から 南区田井島三丁目411番地先まで
15-99	田井島3丁目第5 号線	南区田井島三丁目343番地先から 南区田井島三丁目416番1地先まで
15-709	田井島3丁目第1 7号線	南区田井島三丁目448番3地先から 南区田井島三丁目385番1地先まで
15-710	田井島3丁目第1 8号線	南区田井島三丁目388番地先から 南区田井島三丁目385番1地先まで
15-711	田井島3丁目第1 9号線	南区田井島三丁目320番地先から 南区田井島三丁目321番地先まで
15-712	田井島3丁目第2 0号線	南区田井島三丁目312番3地先から 南区田井島三丁目319番地先まで
15-713	田井島3丁目第2 1号線	南区田井島三丁目310番1地先から 南区田井島三丁目319番地先まで

15-714	田井島3丁目良町 1丁目第4号線	南区田井島三丁目312番1地先から 南区良町一丁目203番地先まで
15-715	田井島3丁目良町 1丁目第5号線	南区田井島三丁目309番1地先から 南区良町一丁目209番1地先まで
15-716	田井島3丁目第2 2号線	南区田井島三丁目307・308番地先から 南区田井島三丁目306番地先まで
15-717	田井島3丁目良町 1丁目第6号線	南区田井島三丁目307・308番地先から 南区良町一丁目215番1地先まで
15-718	田井島3丁目良町 1丁目第7号線	南区田井島三丁目305番地先から 南区良町一丁目216番地先まで
15-719	良町1丁目第5号 線	南区良町一丁目228番地先から 南区良町一丁目217番地先まで
15-720	田井島3丁目良町 1丁目第8号線	南区田井島三丁目306番地先から 南区良町一丁目217番地先まで
15-721	良町1丁目第6号 線	南区良町一丁目227番地先から 南区良町一丁目233番1地先まで
15-722	田井島3丁目第2 3号線	南区田井島三丁目301番3地先から 南区田井島三丁目297番1地先まで
15-723	田井島3丁目第2 4号線	南区田井島三丁目304番1地先から 南区田井島三丁目305番地先まで
15-724	田井島3丁目良町 1丁目第9号線	南区田井島三丁目287番地先から 南区良町一丁目237番1地先まで
15-725	田井島3丁目第2 5号線	南区田井島三丁目293番地先から 南区田井島三丁目290番地先まで
15-726	田井島3丁目第2 6号線	南区田井島三丁目289番地先から 南区田井島三丁目290番地先まで
15-727	田井島3丁目第2 7号線	南区田井島三丁目273番地先から 南区田井島三丁目310番2地先まで
15-728	田井島3丁目第2 8号線	南区田井島三丁目283番地先から 南区田井島三丁目279番1地先まで

15-729	田井島3丁目第2 9号線	南区田井島三丁目264番3地先から 南区田井島三丁目281番1地先まで
--------	-----------------	--

告示第 8 4 3 号

平成 2 6 年 1 2 月 9 日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令（平成 2 6 年省令第 8 5 号）第 3 5 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年 1 2 月 1 日付けで通知カード・個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

告示第 8 4 6 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日

平成 2 6 年度後期高齢者医療保険料納入通知書 7 月・1 0 月分の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

告示第 8 4 7 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日

平成 2 6 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 2 6	市県民税	4 期	平成 2 7 年 2 月 2 日	7 人

告示第 8 4 8 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 26 年度	10 月期	461 人
	9 月期	38 人
	8 月期	8 人
	7 月期	1 人
	6 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 12 月 19 日

告 示 第 8 4 9 号

平成 26 年 12 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 26 年度	10 月期	151 人
	9 月期	9 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 12 月 19 日

告 示 第 8 5 0 号

平成 26 年 12 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 26 年度	10 月期	11 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 12 月 19 日

告 示 第 8 5 1 号

平成 26 年 12 月 11 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

## (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成26年11月17日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア、中央区出水一丁目4、北区清水新地四丁目5
- イ 平成26年11月18日 銀座通りエリア、東区上南部二丁目17、南区今町719-1、並木坂エリア
- ウ 平成26年11月19日 市庁舎北側駐輪場、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、中央区九品寺一丁目2、中央区大江本町1
- エ 平成26年11月21日 中央区南熊本三丁目南熊本駅前駐輪場、東区渡鹿八丁目東海学園前駐輪場
- オ 平成26年11月25日 銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア、西区上熊本二丁目18、東区秋津三丁目秋津出張所
- カ 平成26年11月26日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア
- キ 平成26年11月27日 健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場
- ク 平成26年11月28日 銀座通りエリア、市庁舎北側駐輪場、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、西区春日三丁目熊本駅前、中央区草葉町5-1中央公民館

## (2) 保管の場所 平成第2自転車保管所

## (3) 保管の期間 平成27年3月11日まで

## 2 移動・保管台数

自転車 133台

## 3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

## 4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

## 5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第2自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告示第852号

平成26年12月11日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成26年12月11日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 159台

## 告 示 第 8 5 5 号

平成 26 年 1 2 月 1 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定、同法第 4 6 条第 1 項の指定、同法第 5 3 条第 1 項本文の指定及び同法第 9 4 条第 1 項の規定による許可を更新したので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2、同法第 8 5 条及び同法施行規則第 1 3 3 条の 2、同法第 1 0 4 条の 2 及び同法施行規則第 1 3 7 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

事業所番号	サービス名	指定(更新)日	事業所名称	所在地	申請者名称	主事務所所在地	代表者職名	代表者名
43101 22553	居宅介護 支援	平成 27 年 3 月 29 日	指定居宅介護支援事業所 たさき	熊本市西区田崎三丁目 1 番 17 号	医療法人社 団芳仁会	熊本市西区田崎三丁目 1 番 17 号	理事長	山口 芳住
43501 80008	訪問介護	平成 27 年 4 月 1 日	赤とんぼ訪問介護事業所	熊本市東区戸島西二丁目 3 番 10 号	医療法人社 団仁誠会	熊本市東区戸島西二丁目 3 番 10 号	理事長	田尻 宗誠
43501 80008	介護老人 保健施設	平成 27 年 3 月 29 日	介護老人保健施設 ケアセンター 赤とんぼ	熊本市東区戸島西二丁目 3 番 10 号	医療法人社 団仁誠会	熊本市東区戸島西二丁目 3 番 10 号	理事長	田尻 宗誠
43501 80206	介護老人 保健施設	平成 27 年 2 月 1 日	介護老人保健施設 なでしこ	熊本市中央区北千反畑町 2 番 5 号	医療法人起 生会	熊本市中央区北千反畑町 2 番 5 号	理事長	吉田 憲史
43601 90039	居宅療養 管理指導	平成 27 年 4 月 1 日	訪問看護ステーション 城西	熊本市西区島崎二丁目 2 2 番 1 3 号	医療法人金 澤会	熊本市西区島崎二丁目 2 2 番 1 5 号	理事長	金澤 知徳
43601 90039	介護予防 居宅療養 管理指導	平成 27 年 4 月 1 日	訪問看護ステーション 城西	熊本市西区島崎二丁目 2 2 番 1 3 号	医療法人金 澤会	熊本市西区島崎二丁目 2 2 番 1 5 号	理事長	金澤 知徳
43601 90047	居宅療養 管理指導	平成 27 年 4 月 1 日	訪問看護ステーション コスモピア 熊本	熊本市東区尾ノ上一丁目 1 4 番 2 7 号	医療法人堀 尾会	熊本市中央区 帯山八丁目 2 番 1 号	理事長	堀尾 慎彌
43601 90047	介護予防 居宅療養 管理指導	平成 27 年 4 月 1 日	訪問看護ステーション コスモピア 熊本	熊本市東区尾ノ上一丁目 1 4 番 2 7 号	医療法人堀 尾会	熊本市中央区 帯山八丁目 2 番 1 号	理事長	堀尾 慎彌
43601 90112	居宅療養 管理指導	平成 27 年 4 月 1 日	訪問看護ステーション のぞみ	熊本市西区河内町船津 8 9 2 番地	医療法人財 団聖十字会	熊本市西区河内町船津 8 9 7 番地	理事長	末永 英文
43601 90112	介護予防 居宅療養 管理指導	平成 27 年 4 月 1 日	訪問看護ステーション のぞみ	熊本市西区河内町船津 8 9 2 番地	医療法人財 団聖十字会	熊本市西区河内町船津 8 9 7 番地	理事長	末永 英文

43601 90146	居宅療養 管理指導	平成27年 4月1日	訪問看護ス テーション フォレスト 熊本	熊本中央区 渡鹿五丁目1 番37号	一般財団法 人杏仁会	熊本中央区 渡鹿五丁目1 番37号	理事長	伊津野 良治
43601 90146	介護予防 居宅療養 管理指導	平成27年 4月1日	訪問看護ス テーション フォレスト 熊本	熊本中央区 渡鹿五丁目1 番37号	一般財団法 人杏仁会	熊本中央区 渡鹿五丁目1 番37号	理事長	伊津野 良治
43601 90203	居宅療養 管理指導	平成27年 4月1日	訪問看護ス テーション みゆきの里	熊本南区御 幸笛田六丁目 7番40号	医療法人博 光会	熊本南区御 幸笛田六丁目 7番40号	理事長	富島 三貴
43601 90203	介護予防 居宅療養 管理指導	平成27年 4月1日	訪問看護ス テーション みゆきの里	熊本南区御 幸笛田六丁目 7番40号	医療法人博 光会	熊本南区御 幸笛田六丁目 7番40号	理事長	富島 三貴
43601 90302	居宅療養 管理指導	平成27年 4月1日	訪問看護ス テーション らいふ	熊本西区池 田三丁目38 番11号	医療法人富 尾会	熊本西区池 田三丁目44 番1号	理事長	堀田 宣之
43601 90302	介護予防 居宅療養 管理指導	平成27年 4月1日	訪問看護ス テーション らいふ	熊本西区池 田三丁目38 番11号	医療法人富 尾会	熊本西区池 田三丁目44 番1号	理事長	堀田 宣之
43601 90518	居宅療養 管理指導	平成27年 4月1日	萬生会訪問 看護ステー ション	熊本東区月 出二丁目4番 23号	特定医療法 人萬生会	熊本南区田 迎町田井島2 24番地	理事長	河北 誠
43601 90518	介護予防 居宅療養 管理指導	平成27年 4月1日	萬生会訪問 看護ステー ション	熊本東区月 出二丁目4番 23号	特定医療法 人萬生会	熊本南区田 迎町田井島2 24番地	理事長	河北 誠
43601 90526	居宅療養 管理指導	平成27年 4月1日	朝日野訪問 看護ステー ション	熊本北区室 園町12番1 0号	医療法人朝 日野会	熊本北区室 園町12番1 0号	理事長	清水 安全
43601 90526	介護予防 居宅療養 管理指導	平成27年 4月1日	朝日野訪問 看護ステー ション	熊本北区室 園町12番1 0号	医療法人朝 日野会	熊本北区室 園町12番1 0号	理事長	清水 安全
43701 02156	通所介護	平成27年 4月1日	くまもとケ アセンター そよ風	熊本東区山 ノ内三丁目9 番27号	株式会社ユ ニマットそ よ風	東京都港区南 青山二丁目1 2番14号	代表取 締役	平家 伸吾
43701 02818	訪問介護	平成27年 2月15日	指定訪問介 護昭孝園	熊本中央区 黒髪一丁目2 番37号	有限会社健 康福祉社ア フティアー ル	熊本中央区 黒髪一丁目2 番19号	代表取 締役	柿木 孝哉
43701 02818	通所介護	平成27年 2月1日	指定通所介 護昭孝園	熊本中央区 黒髪一丁目2 番37号	有限会社健 康福祉社ア フティアー ル	熊本中央区 黒髪一丁目2 番19号	代表取 締役	柿木 孝哉



43701 03261	通所介護	平成27年 2月19日	指定通所介護 昭孝園 薬園町ステーション	熊本市中央区 薬園町10番 17号	有限会社健康福祉社アフティアル	熊本市中央区 黒髪一丁目2 番19号	代表取締役	柿木孝哉
43701 02818	居宅介護 支援	平成27年 2月1日	指定居宅介護 支援事業所 昭孝園	熊本市中央区 黒髪一丁目2 番37号	有限会社健康福祉社アフティアル	熊本市中央区 黒髪一丁目2 番19号	代表取締役	柿木孝哉
43701 02834	通所介護	平成27年 3月22日	デイサービス センター ヴィーヴル へいせい	熊本市南区田 迎一丁目7番 9号	株式会社ヴィーヴル	熊本市南区田 迎一丁目7番 20号	代表取締役	三宅眞理子
43701 03097	居宅介護 支援	平成27年 3月5日	指定居宅介護 支援事業所 さわらび	熊本市北区龍 田町弓削86 4番地1	社会福祉法人熊本菊寿会	熊本市北区龍 田町弓削86 4番地1	理事長	山田千恵子
43701 03246	訪問介護	平成27年 2月1日	訪問介護ステーション 博寿園	熊本市東区三 郎二丁目2番 131号	医療法人社団大浦会	熊本市中央区 三郎一丁目1 2番25号	理事長	小山敬子
43701 03287	福祉用具 貸与	平成27年 3月16日	有限会社千広	熊本市東区画 区町重富56 7番地7	有限会社千広	熊本市東区画 区町重富56 7番地7	代表取締役	廣瀬修
43701 04442	居宅介護 支援	平成27年 4月1日	福々居宅介護 支援事業所	熊本市中央区 帯山三丁目4 1番27号	有限会社シニアケア・フラワー	熊本市中央区 帯山三丁目4 1番27号	代表取締役	本坊民子
43701 06520	通所介護	平成27年 1月5日	デイサービス 小糸山サ ロン	熊本市北区小 糸山町689 番地3	株式会社あらきの家	熊本市北区植 木町大和87 番地6	代表取締役	西島幸子
43701 06520	介護予防 通所介護	平成27年 1月5日	デイサービス 小糸山サ ロン	熊本市北区小 糸山町689 番地3	株式会社あらきの家	熊本市北区植 木町大和87 番地6	代表取締役	西島幸子
43701 06561	福祉用具 貸与	平成27年 4月1日	フランスベッド株式会 社メディカル熊本営業 所	熊本市南区流 通団地一丁目 60番地	フランスベッド株式会 社	東京都昭島市 中神町114 8番地5	代表取締役	池田茂
43701 06561	特定福祉 用具販売	平成27年 4月1日	フランスベッド株式会 社メディカル熊本営業 所	熊本市南区流 通団地一丁目 60番地	フランスベッド株式会 社	東京都昭島市 中神町114 8番地5	代表取締役	池田茂
43701 06561	介護予防 福祉用具 貸与	平成27年 4月1日	フランスベッド株式会 社メディカル熊本営業 所	熊本市南区流 通団地一丁目 60番地	フランスベッド株式会 社	東京都昭島市 中神町114 8番地5	代表取締役	池田茂

43701 06561	特定介護 予防 福祉用具 販売	平成27年 4月1日	フランスベ ッド株式会 社メディカ ル熊本営業 所	熊本市南区流 通団地一丁目 60番地	フランスベ ッド株式会 社	東京都昭島市 中神町114 8番地5	代表取 締役	池田 茂
43701 06579	訪問介護	平成27年 4月1日	慈愛園老人 ホーム訪問 介護事業所	熊本市中央区 神水一丁目1 4番1号	社会福祉法 人慈愛園	熊本市中央区 神水一丁目1 4番1号	理事長	内村 公春
43701 06579	介護予防 訪問介護	平成27年 4月1日	慈愛園老人 ホーム訪問 介護事業所	熊本市中央区 神水一丁目1 4番1号	社会福祉法 人慈愛園	熊本市中央区 神水一丁目1 4番1号	理事長	内村 公春
43701 06587	福祉用具 貸与	平成27年 4月1日	福祉用具貸 与事業所ひ まわり	熊本市中央区 神水一丁目2 1番16号	株式会社健 康共同ファ ルマ	熊本市中央区 神水一丁目2 0番7号	代表取 締役	鳴海 真弓
43701 06587	介護予防 福祉用具 貸与	平成27年 4月1日	福祉用具貸 与事業所ひ まわり	熊本市中央区 神水一丁目2 1番16号	株式会社健 康共同ファ ルマ	熊本市中央区 神水一丁目2 0番7号	代表取 締役	鳴海 真弓
43701 06587	特定福祉 用具販売	平成27年 4月1日	福祉用具貸 与事業所ひ まわり	熊本市中央区 神水一丁目2 1番16号	株式会社健 康共同ファ ルマ	熊本市中央区 神水一丁目2 0番7号	代表取 締役	鳴海 真弓
43701 06587	特定介護 予防 福祉用具 販売	平成27年 4月1日	福祉用具貸 与事業所ひ まわり	熊本市中央区 神水一丁目2 1番16号	株式会社健 康共同ファ ルマ	熊本市中央区 神水一丁目2 0番7号	代表取 締役	鳴海 真弓
43701 06595	居宅介護 支援	平成27年 3月26日	いずみの里 在宅サービ スセンター	熊本市中央区 出水五丁目1 1番38号 出水ガーデン ハイツ2棟2 階	株式会社援	熊本市南区流 通団地一丁目 53番地	代表取 締役	村上 博喜
43701 06603	通所介護	平成27年 4月1日	デイサービ スはな	熊本市北区梶 尾町1710 番地1	有限会社ひ なた	菊池市野間口 380番地	取締役	福岡 京子
43701 06603	介護予防 通所介護	平成27年 4月1日	デイサービ スはな	熊本市北区梶 尾町1710 番地1	有限会社ひ なた	菊池市野間口 380番地	取締役	福岡 京子
43723 01384	訪問介護	平成27年 1月21日	訪問介護事 業所 ここ ろの森	熊本市中央区 上水前寺二丁 目10番7号	NPO法人 こころの森	熊本市中央区 上水前寺二丁 目10番7号	理事長	中熊 寿子
43723 01384	介護予防 訪問介護	平成27年 1月21日	訪問介護事 業所 ここ ろの森	熊本市中央区 上水前寺二丁 目10番7号	NPO法人 こころの森	熊本市中央区 上水前寺二丁 目10番7号	理事長	中熊 寿子
43723 01392	通所介護	平成27年 4月1日	永の郷デイ サービスセ ンター	熊本市南区城 南町永120 9番地	医療法人社 団博文会	熊本市北区武 蔵ヶ丘五丁目 13番15号	理事長	小島 博文

43723 01392	介護予防 通所介護	平成27年 4月1日	永の郷デイ サービスセ ンター	熊本市南区域 南町永120 9番地	医療法人社 団博文会	熊本市北区武 蔵ヶ丘五丁目 13番15号	理事長	小島 博文
43725 00860	通所介護	平成27年 4月1日	箱根崎デイ サービスセ ンター	熊本市北区植 木町正清90 3番地	医療法人滄 溟会	熊本市北区植 木町正清88 8番地	理事長	中原 紘嗣
43725 00860	介護予防 通所介護	平成27年 4月1日	箱根崎デイ サービスセ ンター	熊本市北区植 木町正清90 3番地	医療法人滄 溟会	熊本市北区植 木町正清88 8番地	理事長	中原 紘嗣

## 公 告

公告第 8 1 9 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 2 1 条第 4 項及び同法第 3 3 条第 4 項の規定により、特定病院として次のとおり認定する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 病院の名称  
向陽台病院
- 2 病院の所在地  
熊本市北区植木町鑑田 1 0 2 5
- 3 認定期間  
平成 2 6 年 1 2 月 1 日から平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日まで

公告第 8 2 0 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、平成 2 7 ・ 2 8 年度において熊本市が発注するエレベーター、空調設備及び消防・自家発電設備等保守点検業務に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

### 第 1 参加者の資格

- (1) 同令第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和 4 1 年規則第 1 5 号）第 2 条の規定に該当しない者
- (2) エレベーター、空調設備、消防・自家発電設備の保守点検業務を業として営んでいる者で、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 9 月 3 0 日までの間に決算を終えている者
- (3) 前各号に該当する者であっても熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 1 8 年告示第 1 0 5 号）第 3 条第 1 号に該当する者でないこと。
- (4) 別表(一)及び(二)に定める技術者の条件を満たす者

### 第 2 申請の時期及び方法

競争入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法は、次のとおりとする。

#### 1 申請の方法

競争入札参加資格審査申請書を本市において定める様式により、持参又は郵送で提出すること。郵送により提出する場合は、次によること。

- (1) 5の問い合わせ先あてに郵送すること（2の受付締切日必着）。
- (2) 一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送すること。
- (3) 申請書を封入した封筒には、保守点検業務入札参加資格審査申請書在中の旨を明記すること。

2 受付期間

平成27年1月6日（火）から平成27年1月30日（金）まで  
 （ただし、土曜・日曜日、祝日を除く。）

3 受付時間

9時から16時まで（ただし、12時から13時までを除く。）

4 受付場所

熊本市中央区花畑町3番1号 市役所花畑町別館（旧仮議場）2階旧入札室

5 問い合わせ先及び申請書配布場所

〒860-8601  
 熊本市中央区手取本町1番1号  
 熊本市総務局契約検査総室（市役所花畑町別館4階）  
 電話096-328-2111 内線2442

第3 提出書類及び添付書類一覧

1 提出書類

- (1) 入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・様式第1号
- (2) 業務経歴書・・・・・・・・・・様式第2号
- (3) 技術者調書・・・・・・・・・・様式第3号
- (4) 誓約書・・・・・・・・・・様式第4号
- (5) 保有設備等調書・・・・・・・・・・様式第5号
- (6) 営業所一覧表・・・・・・・・・・様式第6号
- (7) 役員等名簿及び照会承諾書・・・・・・・・・・別紙様式1
- (8) 市税滞納有無調査承諾書・・・・・・・・・・様式第9号
- (9) 個人住民税特別徴収実施確認書・・・・・・・・・・別紙様式2
- (10) 資本関係・人的関係調書・・・・・・・・・・様式第16号
- (11) 社会保険等加入確認書・・・・・・・・・・様式第17号
- (12) 受付票・・・・・・・・・・様式第18-3号

2 添付書類

- (1) 登記簿謄本
- (2) 財務諸表
- (3) 納税証明書  
消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明
- (4) 印鑑証明書
- (5) 労働保険料納付済証明書
- (6) 技術職員の氏名及び数を確認するための書類
- (7) 委任状（入札・契約に係る権限を支店等に委任する場合）
- (8) 返信用封筒

別表(一)

委託業務名	関係法令	資格の種類
エレベーター 保守点検業務委託	建築基準法第12条 建築基準法施行規則第4条の20	昇降機検査資格者

空調設備 保守点検業務委託	ボイラー及び圧力容器安全規則 第 2 3 条	ボイラー技士特、1、2 級
	ボイラー及び圧力容器安全規則 第 3 5 条	ボイラー整備士
	高圧ガス保安法第 2 7 条の 4 及び第 2 9 条	高圧ガス製造保安責任者 (冷凍機械第 1、2、3 種)
自家発電・消防用 設備保守点検業務 委託	消防法第 1 7 条の 3 の 3 および第 1 7 条の 6	消防設備士甲種、乙種
		消防設備点検資格者 (第 1 種、第 2 種)
	(社) 日本内燃力発電設備協会	自家発電設備専門技術者

## 別表(二)

技師 A (エレベーター、 消防用設備・自家発電設備)	受変電設備、自家発電設備または昇降機 (以下「受変電設備等」という) の点検業務について、高度な技術力及び判断力ならびに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 1 5 年以上程度の者
技師 B (空調設備)	受変電設備等以外の設備の点検業務について、高度な技術力及び判断力ならびに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 1 5 年以上程度の者
技師補	(1) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 1 0 年以上 1 5 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力ならびに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 1 0 年以上程度の者
技術員	(1) 設備の点検整備業務について、技師または技師補の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年以上 1 0 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 5 年以上 1 0 年未満程度の者
技術員補	(1) 設備の点検整備業務について、技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者

公告 第 8 2 1 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、平成 2 7 ・ 2 8 年度において熊本市が発注する工事請負契約等 (工事、製置、花苗、測量、設計業務等を含む。) に係る一般競争入札又は指名競争入札 (以下「競争入札」という。) に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項の規定

により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 第 1 参加者の資格

### 1 建設業

- (1) 同令第 167 条の 4 第 1 項及び熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和 41 年規則第 15 号）第 2 条の規定に該当しない者
- (2) 建設業の許可を受け、かつ平成 26 年度の経営事項審査を完了した者（経営規模等評価申請書に審査済印があること。）
- (3) 前各号に該当する者であっても熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号に該当する者でないこと。

### 2 測量、建設コンサルタント等

- (1) 同令第 167 条の 4 第 1 項及び熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第 2 条の規定に該当しない者
- (2) 測量、建設コンサルタント等を業として営んでいる者で、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に決算を終えている者
- (3) 測量等（測量業者、建築士事務所、土地家屋調査士など）の請負、若しくは受託を業とする者は、法令上必要とする登録を受けている者
- (4) 前各号に該当する者であっても熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第 3 条第 1 号に該当する者でないこと。

### 3 製畳、花苗

- (1) 同令第 167 条の 4 第 1 項及び熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第 2 条の規定に該当しない者
- (2) 製畳、花苗を業として営んでいる者で、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に決算を終えている者
- (3) 前各号に該当する者であっても熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第 3 条第 1 号に該当する者でないこと。

## 第 2 格付の方法

競争入札に参加する者に必要な資格は、競争入札参加資格申請書により、次の事項について入札参加資格審査（建設業者は経営事項審査）の申請をする日の直前の営業年度の終了の日を基準日として審査し、その結果を総合的に勘案し契約の種類及び金額に応じた等級に格付する。

### 1 客観的審査事項

#### (1) 経営規模

- ア 工事種類別年間平均完成工事高
- イ 自己資本額
- ウ 職員数

#### (2) 経営状況

- ア 売上高営業利益率
- イ 総資本経常利益率
- ウ キャッシュ・フロー対売上高比率
- エ 必要運転資金月商倍率
- オ 立替工事高比率
- カ 受取勘定月商倍率
- キ 自己資本比率
- ク 有利子負債月商倍率
- ケ 純支払利息比率
- コ 自己資本対固定資産比率

- サ 長期固定適合比率
- シ 付加価値対固定資産比率

## (3) 技術力

建設業の種類別技術職員数

## (4) その他の審査項目 (社会性等)

- ア 労働福祉の状況
- イ 工事の安全成績
- ウ 営業年数
- エ 建設業経理事務士等の数

- 2 主観的審査事項については、工事成績や関係法令違反等により総合的に判断する。
- 3 格付業種以外の業種については、申請書に記載された事項及び主観的審査事項について審査し、  
 評定し行うものとする。

## 第3 申請の時期及び方法

競争入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法は、次のとおりとする。

## 1 申請の時期

平成 27 年 1 月 6 日 (火) から平成 27 年 1 月 30 日 (金) まで  
 (ただし、土曜・日曜日、祝日を除く。)

9時から16時まで (ただし、12時から13時までを除く。)

電子での申請をされる場合 (県内建設工事業者のみ) は、  
 平成 26 年 12 月 3 日 (水) から平成 27 年 1 月 19 日 (月) まで  
 (ただし、土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く)

## 2 受付場所

熊本市中央区花畑町 3 番 1 号  
 市役所花畑町別館 (旧仮議場) 2 階旧入札室

## 3 申請の方法

競争入札参加資格審査申請書を本市において定める様式により、次に掲げる書類を添えて提出  
 すること。(ただし、県外業者の申請書の様式は、中央公契連統一様式による。市内に営業所を  
 設置している場合は、熊本市に納付した法人市民税納税証明書を添付のこと。)

## (1) 建設業

提出書類

- ア 工事入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・様式第 1 号
- イ 調査票 (電子申請の場合) ・・・・・・・・・・様式第 2 号
- ウ 使用印鑑届 (電子申請の場合) ・・・・・・・・・・様式第 3 号
- エ 誓約書・・・・・・・・・・様式第 4 号
- オ 案内図・・・・・・・・・・様式第 5 号
- カ 主観的数値の算定に係る状況確認申請書・・・・・・・・・・様式第 6 号
- キ 工事経歴書・・・・・・・・・・様式第 7 号
- ク 営業用機械器具・・・・・・・・・・様式第 8 号
- ケ 市税滞納有無調査承諾書・・・・・・・・・・様式第 9 号
- コ 個人住民税特別徴収実施確認書・・・・・・・・・・別紙様式 2
- サ 水道料金滞納有無調査承諾書・・・・・・・・・・様式第 10 号
- シ 専任技術者一覧表・・・・・・・・・・様式第 11 号
- ス 技術職員名簿 (経営事項審査提出書類の写)
- セ 配水管工技能講習会受講修了者名簿・・・・・・・・・・様式第 13 号
- ソ 資本関係・人的関係調書・・・・・・・・・・様式第 16 号
- タ 社会保険等加入確認書・・・・・・・・・・様式第 17 号

チ 受付票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 18 号

添付書類

ア 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写

イ 登記簿謄本

ウ 財務諸表

エ 印鑑証明書

オ 技術者の雇用確認のための書類

カ 技術者の資格の確認できる書類

キ 労働保険料納付済証明書

ク 委任状（入札・契約に係る権限を支店等に委任する場合）

(2) 測量、建設コンサルタント等

提出書類

ア 入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 1-1 号

イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 4 号

ウ 案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 5 号

エ 業務経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 7-1 号

カ 市税滞納有無調査承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 9 号

キ 個人住民税特別徴収実施確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙様式 2

ク 水道料金滞納有無調査承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 10 号

ケ 役員等名簿及び照会承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙様式 1

コ 技術者調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 12 号

サ 配管設計講習会受講修了者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 14 号

シ 建物等調査業務委託登録業者調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 15 号

ス 資本関係・人的関係調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 16 号

セ 社会保険等加入確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 17 号

ソ 受付票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 18-1 号

添付書類

ア 登録証明書（営業に関し、法律上必要な場合）

イ 現況報告書の写（国土交通大臣に提出を義務付けられている者のみ）

ウ 登記簿謄本

エ 財務諸表

オ 印鑑証明書

カ 納税証明書

消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明

キ 労働保険料納付済証明書

ク 委任状（入札・契約に係る権限を支店等に委任する場合）

(3) 製置、花苗

提出書類

ア 入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 1-2 号

イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 4 号

ウ 案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 5 号

エ 業務経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 7-2 号

オ 市税滞納有無調査承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 9 号

カ 個人住民税特別徴収実施確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙様式 2

キ 役員等名簿及び照会承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙様式 1

ク 職員調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 12-1 号



- ケ 社会保険等加入確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 17 号
- コ 受付票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 18-2 号
- 添付書類
- ア 登記簿謄本
- イ 財務諸表
- ウ 納税証明書  
消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明
- エ 印鑑証明書
- オ 技術者の雇用確認のための書類
- カ 労働保険料納付済証明書
- キ 契約書の写し（過去 2 年分、花苗を希望する場合のみ。）
- ク 委任状（入札・契約に係る権限を支店等に委任する場合）

第 4 問い合わせ先

熊本市中央区花畑町 3 番 1 号 市役所花畑町別館 4 階

熊本市総務局契約検査総室 電話 096-328-2111 内線 2442

(注) 申請用紙は、市ホームページ（ホーム→しごと・産業・事業者向け→入札・契約→工事等の入札・契約情報→熊本市入札・契約（工事等）ホームページ→平成 27・28 年度熊本市入札参加資格審査申請について）からダウンロードすること。

公告 第 824 号

平成 26 年 12 月 2 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定をしたので同法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

指定番号 熊本市指令（建指）	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
第 H26-014 号	平成 26 年 7 月 24 日	中央区国府四丁目 23 番 7、23 番 8、23 番 9、23 番 10	4.01～ 4.20	43.27
第 H26-015 号	平成 26 年 9 月 3 日	東区小峯二丁目 2612 番 689、2612 番 691、2612 番 621、2612 番 688、2612 番 693、2612 番 694、2612 番 620	4.02	47.10
第 H26-016 号	平成 26 年 8 月 19 日	北区兎谷一丁目 97 番 10	4.01～ 4.52	41.62
第 H26-017 号	平成 26 年 8 月 21 日	南区良町三丁目 1102 番 1	4.00～ 4.51	34.46

公告 第 826 号

平成 26 年 12 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区富合町大町字古川 8 7 9 番 2  
4 8 5. 0 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区城南町舞原  
氏名 登載省略

公 告 第 8 2 7 号

平成 2 6 年 1 2 月 4 日

次のとおり、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条に規定する公聴会を開催するので、熊本市都市計画公聴会規則（平成 1 3 年規則第 3 0 号）の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 公聴会の日時  
平成 2 6 年 1 2 月 2 1 日（日） 午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 公聴会の場所  
熊本市役所 1 4 階大ホール（熊本市中央区手取本町 1 番 1 号）
- 3 都市計画の内容  
熊本都市計画区域区分の変更及び地域地区（用途地域等）の変更  
素案の詳細図については、下記閲覧場所に掲示
- 4 素案の閲覧場所  
熊本市都市政策課、東区役所総務企画課、西区役所総務企画課、南区役所総務企画課、北区役所総務企画課  
また、熊本市ホームページに掲載
- 5 その他  
公述人の資格等、公述申出方法その他必要な項目については、公聴会のお知らせチラシ及び熊本市ホームページに掲載  
公述の申し出がない場合は、公聴会は開催しない。

公 告 第 8 2 8 号

平成 2 6 年 1 2 月 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市中央区京町二丁目 1 7 3 番、1 7 2 番 2 の一部、1 7 2 番 1 の一部  
1, 2 9 4. 1 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区東比恵四丁目 3 番 1 0 号  
三井ホーム株式会社 九州支店  
支店長 村上 博章

公 告 第 8 2 9 号

平成 2 6 年 1 2 月 4 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・677	画図下無田公園	熊本市東区画図町大字下無田字宮ノ本135番17

2 供用開始の期日

平成26年12月4日

公告第 833 号

平成26年12月5日

熊本都市計画地区計画の案を作成したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づく熊本市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年条例第13号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに縦覧に供された都市計画の原案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類及び名称

熊本都市計画地区計画 佐土原3丁目（その2）地区地区計画

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市東区佐土原三丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本市都市建設局都市政策課

東区役所総務企画課

4 縦覧期間

平成26年12月5日から平成26年12月19日まで

公告第 834 号

平成26年12月5日

熊本都市計画地区計画の案を作成したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づく熊本市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年条例第13号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに縦覧に供された都市計画の原案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類及び名称

熊本都市計画地区計画 佐土原2丁目地区地区計画

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市東区佐土原二丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本市都市建設局都市政策課

東区役所総務企画課

## 4 縦覧期間

平成 26 年 1 月 25 日から平成 26 年 1 月 19 日まで

公 告 第 8 3 8 号

平成 26 年 1 月 9 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区護藤町字上屋敷 2349 番 1、2350 番  
273.66 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区野口三丁目  
氏名 登載省略

公 告 第 8 4 1 号

平成 26 年 1 月 12 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区中島町字中川原 787 番 1、788 番 2  
315.08 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市西区中島町  
氏名 登載省略

公 告 第 8 4 4 号

平成 26 年 1 月 12 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区梶尾町字鶴ノ原 1781 番 2、1788 番 14、1790 番 128、1790 番 129、1791 番 4 及び里道  
3,543.30 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区鶴羽田五丁目  
氏名 登載省略

公 告 第 8 4 6 号

平成 26 年 1 月 12 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区域山半田一丁目 581 番 2、581 番 3、581 番 6、582 番 3  
299.59 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市西区域山半田一丁目  
氏名 登載省略

公 告 第 8 4 7 号

平成 26 年 12 月 12 日

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 4 第 1 項第 2 7 号の規定により西里地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定するので、同規則同号ロの規定により公告し、当該地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定する理由書を添えて、当該地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画案を次により縦覧に供する。

なお、同号ロの規定により、熊本市の住民は、当該地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画案に対し、次により意見を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 西里地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（案）縦覧期間  
自 平成 26 年 12 月 13 日  
至 平成 27 年 1 月 13 日
- 2 西里地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（案）縦覧場所  
熊本市農水商工局農業政策課  
熊本市中央区役所総務企画課  
熊本市東区役所農業振興課  
熊本市西区役所農業振興課  
熊本市南区役所農業振興課  
熊本市北区役所農業振興課
- 3 意見の提出について
- (1) 意見書の提出先 西里地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（案）の縦覧場所
- (2) 意見書の提出方法 文書により提出すること
- (3) 意見書の提出期限 平成 27 年 1 月 13 日

公 告 第 8 4 9 号

平成 26 年 12 月 15 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画第 9 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 縦覧場所  
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

## 中 央 区

中央区告示第 26 号

平成 26 年 12 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 12 月 3 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 27 号

平成 26 年 12 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 12 月 4 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

## 東 区

東区告示第 13 号

平成 26 年 12 月 10 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 12 月 5 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 中 原 裕 治

以下、登載省略

## 西 区

西区告示第 11 号

平成 26 年 12 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 12 月 3 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

## 北 区

北区告示第 8 号

平成 26 年 12 月 15 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 12 月 5 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

以下、登載省略

## 消 防 局

消防局告示 3 号

平成 26 年 12 月 1 日

熊本市火災予防規程の一部を次のとおり改正する。

熊本市消防局長 大 塚 和 規

## 熊本市火災予防規程の一部を改正する規程

熊本市火災予防規程（平成 20 年消防局告示第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号ア中「財団法人」を「一般財団法人」に改め、同条第 2 項第 3 号及び第 4 号中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同項第 5 号中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。  
第 15 条の次に次の 2 条を加える。

（無線通信補助設備の周波数帯の指定等）

第 15 条の 2 省令第 31 条の 2 の 2 第 1 号の規定により消防長が指定する周波数帯は、260メガヘルツ帯及び 400メガヘルツ帯とする。

（消防長が定める大規模な屋外催しの要件）

第 15 条の 3 条例第 42 条の 3 の規定による祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催し（以下「屋外催し」という。）のうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件については、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外催しを主催する者（以下「主催者」という。）が管理する当該催しの開催場所における 1 日当たりの人出が 10 万人を超えることが予想され、かつ、主催者が出店を認める露店、屋台、その他これらに類するものの計画数が 100 店舗を超えるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、消防署長が必要と認めるもの

様式第 1 号を次のように改める。

「

様式第 1 号 (第 2 条、第 2 条の 2 関係)

**権原を有する者一覧表**

防火対象物又は建築物その他の工作物の名称 所在地 代表者 住 所 氏 名 印 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)
熊本市火災予防規程第 (2 条・2 条の 2) に基づき、統括 (防火・防災) 管理者を下記のとおり連名で選任 (解任) します。
記

1	住 所	
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
	権原を有する部分 (範囲)	
2	住 所	
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
	権原を有する部分 (範囲)	
3	住 所	
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
	権原を有する部分 (範囲)	
4	住 所	
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
	権原を有する部分 (範囲)	
5	住 所	
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
	権原を有する部分 (範囲)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

」



様式第 1 号の 2 を次のように改める。

「

様式第 1 号の 2 (第 2 条、第 2 条の 2 関係)

権原を有する者一覧表 (その 2) ( / )

住 所	
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
権原を有する部分 (範囲)	
住 所	
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
権原を有する部分 (範囲)	
住 所	
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
権原を有する部分 (範囲)	
住 所	
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
権原を有する部分 (範囲)	
住 所	
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
権原を有する部分 (範囲)	
住 所	
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
権原を有する部分 (範囲)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

」

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の 2 の規定については平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の規定によりなされた処分、手続は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続とみなす。

**上 下 水 道 局**

上下水道局告示第 86 号

平成 26 年 1 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 26 年 1 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成 26 年 1 月 1 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
  - (1) 東部処理区  
東区戸島西四丁目、東区戸島四丁目及び東区中江町の各一部
  - (2) 南部処理区  
南区野口三丁目の一部
  - (3) 西部処理区  
西区池上町、西区島崎五丁目、西区花園七丁目、南区八分字町及び南区土河原町の各一部
  - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区池田三丁目及び北区龍田二丁目の各一部
  - (5) 富合処理区  
南区富合町清藤の一部
  - (6) 植木処理区  
北区植木町広住の一部
  - (7) 城南処理区  
南区城南町舞原の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
  - (1) 東部処理区  
東区秋津町秋田 536 番  
東部浄化センター
  - (2) 南部処理区  
南区元三町四丁目 1 番 1 号  
南部浄化センター
  - (3) 西部処理区

- 西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号  
西部浄化センター
- (4) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号  
熊本北部浄化センター
- (5) 富合処理区  
宇土市高柳町 1 3 8  
宇土終末処理場
- (6) 植木処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号  
熊本北部浄化センター
- (7) 城南処理区  
南区城南町島田 4 3 8 番地  
城南町浄化センター

## 農 業 委 員 会

農委公告第 1 2 号

平成 2 6 年 1 2 月 4 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 2 4 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 2 6 年 1 2 月 8 日（月）午後 1 時 3 0 分
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
  - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
  - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
  - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（9 号）
- 4 報告事項
- 5 その他

## 人 事 委 員 会

人委規則第 1 9 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則（平成 6 年人委規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 5 条第 1 号中「1 0 0 分の 1 3 5」を「1 0 0 分の 1 5 0」に、「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 9 0」に改め、同条第 2 号中「1 0 0 分の 6 5」を「1 0 0 分の 7 0」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。